各 位

公益社団法人北海道観光振興機構 会 長 小 磯 修 二 (公印省略)

国内誘客促進強化事業(各種イベントPRツール)(観光ポスターの製作)に 係る企画提案の募集について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は北海道への観光客誘致活動に格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当機構では標記事業に係る委託業務について、企画提案を募集することとしました ので、下記のとおり企画提案を募集します。

記

- 1 事業名 国内誘客促進強化事業(各種イベントPRツール)(観光ポスターの製作)
- 2 事業目的 道内外からの誘客と道内全域への誘客を促進するため、プロモーション用の ポスターを製作する。
- 3 事業説明会について

本事業に関する事業説明会は、新型コロナウイルス感染拡大の観点から開催しないこととし、事業内容に関する質問を令和3年9月30日(木)17:00 までメール、FAX、個別相談を受け付ける。回答については全体を取りまとめの上、参加表明した事業者に対し、10月1日(金)以降に速やかに送信する。

担当:誘客推進本部 国内誘客部

担当 佐藤

電話:011-231-5881/FAX:011-232-5064

E-mail: s_taichiro@visithkd.or.jp

国内誘客促進強化事業(各種イベントPRツール)(観光ポスターの製作) 業務 企画提案指示書

1 委託事業名

国内誘客促進強化事業(各種イベントPRツール)(観光ポスターの製作)

2 事業目的

道内外からの誘客と道内全域への誘客を促進するため、プロモーション用のポスターを 製作する

3 業務期間

令和3年9月~令和3年11月

4 企画提案応募条件等

- (1) 単独法人又は複数の法人による連合体(以下「コンソーシアム」という。)であること。
- (2) 単独法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件をすべて満たしていること。
 - ① 北海道に本社若しくは事業所等(本事業を実施するために設置する場合を含む。)を有する法人、又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。
 - ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。
 - ③ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定による競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - ④ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日付け局総第461号)第2第1項の規定による指名停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
 - ⑤ 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が 行う競争入札への参加を除外されていないこと。
 - ⑥ コンソーシアムの構成員が単独企業、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員 として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

5 契約方法等

公募型プロポーザル方式(価格考慮型)による随意契約

6 今後のスケジュール

(1)公示日 9月24日(金)

(2)参加表明締切 9月30日(木)

(3) 企画提案書提出 10月12日(火)

(4)審査会予定日 10月15日(金)

(5) 結果通知予定日 10月18日(月)

(6)納品予定日 11月 5日(金)

7 業務及び見積依頼内容

(1) 令和3年度北海道観光ポスター

誘客プロモーション等に活用する PR ツールとして、観光ポスターを製作する。

ア 道外を中心に魅力ある観光資源を有する北海道を PR するため、イメージを視覚的 に印象づける宣伝媒体として活用できるポスターを製作すること。

イ 詳細は「北海道観光ポスター製作業務仕様書」を参照すること。

8 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに参加表明すること。なお、期限までに参加表明が無い場合は、企画提案書を受理しないものとする。

(1)提出期限:令和3年9月30日(木)17:00(必着)

(2) 提出先 : 15のとおり

(3) 提出方法:電子メールで行うこと(様式は任意。メール本文で可)。

(4) 提出項目:会社名・代表者名・所在地・担当者名・連絡先(電話番号・メールアドレス) ※コンソーシアムの場合は、構成企業に係る上記の情報

9 企画提案書の提出

(1)提出期限:令和3年10月12日(火)15:00(必着)

(2) 提出場所:15のとおり

(3) 提出部数:企画提案書〔A4判〕4部、見積書 4部

※企画提案書・見積書とも1部のみ社名を記入、残り3部は無記名でお願いします。

(4) 提出方法:持参または郵送(配達記録・簡易書留・書留のいずれか)による。

※郵送の場合は、提出期限当日までの消印があるものに限り受け付ける。

10 選定基準

(1) 業務遂行能力

・北海道観光の実情に精通し、業務を遂行するに当たっての実施体制が確保され、遂行能力があると判断できるか。

- (2) 企画提案の目的適合性
 - ① 指示内容が十分理解されているか。
 - ② 協力体制など人的ネットワークが確保されているか。
 - ③ 北海道の魅力を最大限発揮できるデザインとなっているか。
- (3) 実現性

事業スケジュールに具体性があり、実現可能な提案になっているか。

11 予算上限額1,500千円 (消費税及び地方消費税相当額を含む)

新型コロナウイルスの影響によって、委託業務の内容が変更、事業の全部または一部を実施 しないことがある。その場合は契約内容や契約金額を当機構と提案者の双方で協議し決定する こととする。

12 著作権等の取扱

本事業によって生ずる著作権及びその他の権利並びに成果品をはじめとする物品等の所有は委託者に帰属するものとする。

- 13 留意事項
 - (1) 企画提案書には、社名が特定されないよう、過去に委託者から受託した事業内容は一切記載しないこと。
 - (2) この指示書に定めのないものは詳細を協議の上決定する。

14 その他

- (1) 採択された提案内容は、委託者と協議の上で修正する場合がある。
- (2) 企画内容に不履行が生じた際は、契約の解除、または内容を変更することがある。
- (3) 事業実施における主たる部分の再委託は禁止する。ただし、それ以外の業務を再委託する場合、事前に機構の承諾を得るものとする。
- 15 事業問合せ先及び参加表明、企画提案書等の提出先

T 0 6 0 - 0 0 0 3

札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

公益社団法人 北海道観光振興機構 誘客推進本部 国内誘客部

TEL 011-231-5881 (部直通)

佐藤太一郎 (s taichiro@visithkd.or.jp)

期限:令和3年9月30日(木)17:00

FAX 011-232-5064

Email s_taichiro@visithkd.or.jp

(公社) 北海道観光振興機構

国内誘客部 佐藤 宛

参加表明書

国内誘客促進強化事業(各種イベントPRツール)(観光ポスターの製作)業務に係る企画提案の参加を表明します

会社名	
担当部署	
担当氏名	
TEL	
Email	

北海道観光ポスター製作業務仕様書

1 委託事業名

国内誘客促進強化事業(各種イベントPRツール)(観光ポスターの製作)

2 事業目的

道内外からの誘客と道内全域への誘客を促進するため、プロモーション用のポスターを 製作する

3 業務内容

観光用ポスターの製作・印刷

4 テーマ

「コロナ禍で疲弊した人々を癒す北海道ならではの唯一無二の自然」をテーマに、景色 や自然を主体に北海道観光の優位性を表現することにより本道のイメージアップを図り、 道外観光客誘致に資するインパクトのあるデザイン及び画像を使用すること。

5 内容、要件等

- (1) 上記のテーマに基づき、1枚単独及び4枚1組の計5枚を作製すること。
- (2) 北海道を PR できるデザインとし、撮影地が一極に集中しないこと。
- (3) 1枚単独のものは複数のコンテンツを使用し、上記のテーマを訴求するデザインとすること。
- (4) 4枚1組のものは北海道の四季ごとに製作すること。
- (5) 画像はできるだけ最近撮影されたものを使用すること。 令和2年及び令和3年に撮影されたものが望ましいが、難しい場合は直近3年以内のも のまで認める。また、空撮等、一般にアクセスが難しい場所の画像も認める。
- (6) ポスター内に撮影年月、撮影場所、位置図を記載すること。 撮影場所については、日本語・英語で地名を表記すること。 なお、使用画像の撮影日、撮影場所、撮影者氏名を企画書にも記載すること。
- (7) 不実の記載、客観的根拠のないまま優位性を示す表現や数値は基本的に使用しないこと。なお、記載する場合はその根拠、出典を企画書に記載すること。
- (8) ポスター内に以下を記載すること
 - ①問い合わせ先 北海道に関するお問い合わせは(公社)北海道観光振興機構
 - ②電話番号 TEL011-231-0941
 - ③機構 HP ロゴ Good * Day *北海道 とアドレス http://www.visit-hokkaido.jp 及び QR コード
 - ④「HOKKAIDO LOVE!」のロゴマーク

※ロゴマークの使用については事前にhttps://hokkaidolove.jp/logodl/を参照すること。

(9) ポスターの印刷は、複数のコンテンツを使用した1枚もの並びに四季ごとに作製 した4枚1組のもの計5枚のデザインにより行うこと。

6 用途

道内外の物産・観光展、キャンペーン等の各種イベントの他、道内市町村や交通機関、 観光施設等で活用する。

- 7 ポスター印刷仕様
- (1) 1枚単独のもの
 - ① 体裁B1判
 - ② 紙質アート135kg
 - ③ 色数4C
 - ④ 数量100枚
 - ⑤ 納品100枚で1箱
- (2) 4枚1組のもの
 - ① 体裁B1判、4枚1組
 - ② 紙質アート135kg
 - ③ 色数4C
 - ④ 数量100組(400枚)
 - ⑤ 納品4枚1組、25組で1箱
- 8 ポスター印刷、納品等
- (1) 印刷 オフセット印刷とする。
- (2) 画像の二次使用

ポスターの増刷、ポストカードやウェブサイトのコンテンツ等への二次使用が見込まれることから、見積金額は画像の二次使用料を包含した金額とすること。

- (3)納品期日 令和3年11月5日(金)
- (4)納品場所 当機構が指定する場所とする。
- 9 その他
- (1) 企画 (デザイン) 提案に係るコピー、レイアウト、写真等の諸経費は提出者の負担とする。
- (2) 1提案者につき、1組(5枚)の提案とすること。
- (3) 製作作業にあたっては、その都度、事務局と協議すること。
- (4)体験事業者のガイド風景写真等を使う場合は、北海道アウトドアガイド資格認定制度保持者に留意すること。また、一般、モデル等、人物が写っている場合は、肖像権等その他の権利に十分に配慮すること。